

生活保護法による指定介護機関に対する指導及び検査実施要領

1 目的

指導：被保護者の処遇向上と自立助長に資するために、生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とする。

検査：介護サービス内容及び介護報酬請求の適否を調査して介護方針を徹底することにより、介護扶助の適正実施を図ることを目的とする。

2 一般指導

一般指導は生活保護法ならびにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項についてその周知徹底を図るため、次の方法により実施する。

(1) 対象の選定

原則として、全ての指定介護機関を対象とするが、周知徹底を図る内容に応じて、一部の指定介護機関を対象とする。

(2) 実施方法

周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により行うものとする。

3 個別指導

介護扶助受給者に対する適切な処遇の確保及び福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制の確保を図るため、次の方法により実施する。

(1) 対象の選定

- ① 介護扶助を受けている被保護者の多い指定介護機関
- ② 被保護者の取扱上問題があると認められ、また、福祉事務所から連携面において問題があることから、個別指導の実施要請がある指定介護機関

(2) 着眼点

- ① 介護扶助に対する理解の状況
 - (ア) 生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱の状況
 - (イ) 身体障害者福祉法等、他法の活用状況
- ② 介護扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況
 - (ア) 福祉事務所との協力関係の状況
 - (イ) 被保護者の処遇環境の状況
 - (ウ) 被保護者の生活費の取扱状況
 - (エ) 要介護者に関する介護記録の記載内容及び保存の状況
 - (オ) 介護報酬請求の状況

(3) 実施方法

個別指導は、着眼点別に別添に定める指定介護機関個別指導事項により実施する。

また、関係各課との情報交換を行い、対象介護機関の状況把握を行う。

(4) 実施後の措置

- ① 個別指導は、懇談形式による口頭指導を基本とするが、必要があると認めら

れる場合は、文書により是正改善を要する事項について通知をし、改善状況の報告を求める。

- ② 個別指導の結果、問題が認められた介護機関については、関係各課へ連絡する。
- ③ 特に必要があると認められるときは、被保護者についてその介護サービスの受給状況等を調査する。

4 検査

(1) 対象の選定

- ① 介護サービスの内容又は介護の報酬の請求に不正又は不当があると疑うに足りる理由があると認められる指定介護機関
- ② 正当な理由がなく、個別指導を受けることを拒否した指定介護機関
- ③ 個別指導の結果、特に必要があると認められる指定介護機関

(2) 検査の内容

介護サービス内容及び介護の報酬の請求の適否

(3) 検査の方法

指定介護機関に出向き、介護給付費公費受給者別一覧表等と、介護記録その他の帳簿書類の照合等を行う。

(4) 検査後の措置

- ① 検査後の行政措置は、事案の軽重により指定取消、指定の全部または一部の効力停止、戒告、注意とする。

なお、指定取消又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の措置に該当すると認められた場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定による聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする。

- ② 検査の結果、不正又は不当な介護サービス及び介護の報酬の請求により介護の報酬に過誤払いが認められた場合は、返還同意書（様式第1号）、返還内訳書（様式第2号）を当該指定介護機関より徴取の上、過誤調整又は返還の措置を行う。なお、指定の取消処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止処分を行った場合には、原則として、生活保護法（昭和25年法律第144号）第78条第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も支払わせるよう措置する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。